

平成25年 第3回臨時会

美 深 町 議 会 会 議 録

平成25年5月30日 開会

平成25年5月30日 閉会

美 深 町 議 会

平成25年第3回臨時会
美深町議会会議録
第1号 (平成25年5月30日)

◎議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第23号(美深町税条例の一部改正について)
- 第 4 議案第24号(美深町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第 5 議案第25号(財産の取得について)

◎出席議員(10名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 藤守千代子君 |
| 3番 藤原芳幸君 | 4番 南和博君 |
| 5番 中野勇治君 | 6番 山本進君 |
| 7番 諸岡勇君 | 8番 林寿一君 |
| 9番 岩崎泰好君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員(0名)

出席説明員

◎美深町

- | | |
|------------------|------------------|
| 町長 山口信夫君 | 副町長 今泉和司君 |
| 総務課長 渡辺英行君 | 住民生活課長 瓜田晃君 |
| 産業施設課長 木戸一博君 | 会計管理者 長岐和彦君 |
| 総務グループ主幹 川端秀司君 | 企画グループ主幹 玉置一広君 |
| 生活環境グループ主幹 望月清貴君 | 保健福祉グループ主幹 山崎義典君 |
| 税務グループ主幹 羽野保則君 | 農業グループ主幹 草野孝治君 |
| 施設グループ主幹 杉本力君 | 管理グループ主幹 南坂陽子君 |

◎教育委員会

教 育 長	石 田 政 充 君	教 育 次 長	吉 田 克 彦 君
教育グループ主幹	後 藤 裕 幸 君	教育グループ主幹	荒 木 久 恵 君
幼児センター長	清 水 目 桂 子 君		

◎農業委員会

事 務 局 長 木 戸 一 博 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 長 谷 川 浩 君

◎議会事務局

事 務 局 長 長 谷 川 浩 君 事務局副主幹 角 田 敏 彦 君

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） 定刻前ではありますが皆さんお揃いですので会議を開きます。

只今の出席議員は11名全員出席です。

定足数に達しておりますので只今から平成25年第3回美深町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において1番小口君、2番藤守君の両君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は本日1日といたします。

◎ 日程第3 議案第23号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第23号 美深町税条例の一部改正について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第23号 美深町税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

社会保障・税一体改革を着実に実施するための地方税法の一部改正に伴いまして、美深町税条例に定める住宅借入金等特別控除の適用期限等の延長・拡充、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長などの特例、固定資産税の税負担軽減措

置の見直し及び廃止、そして延滞金などの利率の見直しなど所要の改正をしようとするものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の説明をさせていただきますので議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第23号 美深町税条例の一部改正について。

美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

資料をおつけしております。資料に基づいて説明をさせていただきますので5ページをお開きいただきたいと思います。美深町税条例の一部改正の概要ということでございまして、改正の趣旨につきましては只今町長から説明があったとおりでございまして地方税法の改正によるものでございます。まず、改正の内容でありますけれども税目町民税に関する改正でございまして、改正条項で第15条の7第2項、それと附則の第7条の4の改正でございまして、寄附金にかかる個人住民税の控除についての改正でございましてけれども、復興特別所得税の創設に伴う改正でございまして。平成26年度から50年度の特別控除に用いる所得税の税率に復興特別所得税率を加算することになったというこれに伴う改正でございまして。課税適用につきましては26年の1月1日でございまして。次に、附則第7条の3の2でございましてけれども、これは住宅ローン減税に関する改正でございまして。この減税は4年間延長となっておりますのでこれに合わせて改正するものと、さらに消費税率の改正がございまして。新消費税法第29条に規定する税率ということでこの税率に合わせて住民税の住宅借入金等特別税控除額の控除限度額を拡充するという、これに伴う改正でございまして課税適用につきましては平成27年1月1日でございまして。次の2条の改正につきましては東日本大震災による改正でございまして、附則第23条の改正は只今ご説明申し上げました附則第7条の3の2の改正と同様の改正でございまして震災に伴います住宅取得に関する税法上の改正でございまして。次の附則第22条の2の改正でございましてけれどもこれは震災により滅失をした住民の相続人が当該滅失をした住宅の宅地を譲渡した場合、この被相続人がこの土地を取得した日から所有していたものとみなすということで相続人がこの住宅等の土地の相続を受ける前に所有者ということで相続していたものとみなすということでございまして、これによって長期譲渡所得の課税特例を受けることができるように改めるものでございまして。この課税適用につきましては26年の1月1日でございまして。次、6ページをお開きください。固定資産税と特別土地保有税にかかる改正で

ございます。第32条第5項、第81条第4項の改正でございますけれども、この条項は土地区画整理法又は土地改良法による事業の納税義務者に対するみなし所有者又はみなし取得者に関する規定となっておりますけれども、このうち土地改良事業に含まれる独立行政法人森林総合研究所が行う事業に関する特例がございますけれどもこの特例措置、非課税措置等については今後課税適用事例が見込まれないということから税法で廃止をされております。これにあわせて本町の条例からも削除するものでございまして課税適用につきましては25年の4月1日からでございます。次が延滞金に関する改正でございます。附則第3条の2、第1項と第2項新設でございます。さらに附則の第4条の改正でございます。国税の見直しがございますこれに合わせて延滞金の割合を引き下げるという改正でございます。具体的にどのように引き下げられるのかということですが、このひとつの例でありますけれども貸出約定返金金利を1%とした場合ですけれども、現行延滞金を14.6%と定められておりますけれどもこれが引き下げられて9.3%に改められたということでございましてこれに伴う条例の改正でございます。この課税適用につきましては26年1月1日でございます。以下、下の方に条例が引用しています法令等の条項が移動したものがございますがこれについて記載のとおりとするものでございますけれどもこれらの課税適用につきましては26年1月1日でございます。以下、7ページ以降新旧対照表をつけておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですのでこれから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 美深町税条例の一部改正について採決いたします。

議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第23号 美深町税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第4 議案第24号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部

改正について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を行います。この条例につきましても町税条例の改正と同じく地方税法の一部改正に伴うものでありまして、美深町国民健康保険税条例に定める国民健康保険税の被保険者にかかる世帯別平等割額の軽減など所要の改正をしようとするものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。議案の説明を申し上げます。

議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。

美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

これも資料をつけておりますので18ページをご覧くださいと思います。一部改正の概要をおつけしております。改正の趣旨につきましては只今町長から説明があったとおりでございます。まず改正の内容でありますけれども、改正条項の欄の第6条と第10条の改正について申し上げますけれどもこれは世帯別平等割りに関しての改正でございます。第6条は基礎課税額、第10条が後期高齢者支援金等課税額となっております。改正の内容でありますけれども国保から後期高齢者医療保険に移行した者がいる世帯です。この世帯の国保税につきましては移行後5年間、後期高齢に移行した5年目までの間の平等割の額につきましては2分の1の軽減措置をしております。これに加えて6年目から8年目までの間、4分の1を軽減する措置を講ずるよう改めるものでございます。次に第27条の改正でございますけれども、保険税の減額に関する規定の改正でございます。後期高齢者医療保険に移行したものがいる世帯における軽減措置の基準額の算定でこの算定におきましては移行したものを含めた算定を移行後5年目までの間に限り、と現行しておりますけれども、この限りというものをなくして恒久化するよう改めるものでございます。以上、これらの改正の課税適用につきましては25年の4月1日でございます。なお、税法の一部改正によりまして引用している条項が移動したものがございます。これが下に記載のとおりでございます。この課税適用につきましては平成26年1月1日でございます。以下、19ページ以降、新旧対照表をお付けしておりますのでご覧くださいと思います。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） この税負担の軽減措置によりまして当町における該当世帯がどの程度の数になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（羽野保則君） 平成25年度の国民健康保険税4月1日現在の試算でございますけれども今現在は876世帯が国民健康保険税の対象世帯となっております。そのうち、この2分の1が軽減されます特定世帯につきましては89世帯、新たに今回設置されます4分の1の軽減分につきましては40世帯の予定となっております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） この税法の改正によって国保税の収入の増減はどのくらいあるのか、試算されていましてお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（羽野保則君） 今回の条例改正に伴います国民健康保険税の見込みでございますけれども、平成25年度におきます試算についてはまだきちんとした整理はされておられませんけれども今回から新たに6年目から8年目の方が4分の1の減額措置が講じられるということになりますのでこれにつきまして従前は5年未満の方という形で2分の1の軽減になっておりましてこの方が継続するという部分はございますけれどもそれが4分の1の軽減ということになりますので人数の多少の増ということになっていきますが税額的には大きく減るということは逆はないのかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第24号 美深町国民健康保険税条

例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 5 議案第 2 5 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 5 議案第 2 5 号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 2 5 号 財産の取得について提案説明を申し上げます。

この財産の取得につきましては平成 7 年度に購入した除雪 7 トントラックの更新にかかる財産の取得であります。現在使用している除雪トラックは購入から 1 7 年間使用し修繕費用もかさんで参りましたので今般雪寒機械更新計画に基づいて更新するものであります。取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の 2 4 ページをお開きいただきたいと思ひます。議案の説明をさせていただきます。

議案第 2 5 号 財産の取得について。

次の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、取得財産 除雪 7 トントラック（ダンプ架装・ワンウェイプラウ付）。
- 2、取得金額 2, 3 7 8 万 9 1 0 円。
- 3、取得先 旭川市永山 2 条 1 4 丁目 1 番地 2 1 号 北海道日野自動車株式会社旭川支店
支店長 石崎孝志。

この取得財産につきましては 4 月 2 6 日に入札を執行しております。3 社による指名競争入札で日野自動車が落札したものでございまして、予定価格 2, 4 6 2 万 6 千円、落札率につきましては 9 6. 5 6 % となるものでございまして、この金額につきましては現在運行しておりますトラックの下取りの価格も差し引いて含めた額となっております。これは雪寒機械の補助対象となっております。

以上、議案第 2 5 号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 1点だけ町長のお考えをお聞きしたいと思います。この車両の購入について何ら問題はないのですが、当初町長は入札に関してはスキー場の圧雪車に対しても町内業者から入札をとという考えを示していた経緯があったと思っております。今回指名対象者が3社ということで相手先を聞くこともないのですが町内業者も中にいたのか。当初町内の業者から購入を考えるという考えがあったと思うものですからお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 指名業者なのですけれども町内業者は含まれておりません。これについては当然美深町の経済的効果等も鑑みると町内業者ということも指名ということもできるのですけれども、まず1点目は除雪の機械を扱っている実績が町内業者は今のところありません。もう一つ、経済効果という部分もあるのですがやはりそういう扱い頻度の問題で色々な多くの流通経路も必要になると価格の部分もあります。そうした部分を考えますとこれは補助事業ですから道の監査、国の検査それらを含めるとやはり美深町だけが例外的にそういう状況にはなっていないということでその辺は補助事業として一定の厳しさを持った中でこちらも事業を推進しなければならないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 説明の中で下取り金額も含めた金額になったというお話しでしたが、下取り金額はいくらだったのか聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 下取り金額については見積りによると30万円程度となっております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 30万円程度ということでは納得できない部分があるのですけれども、その点は確実に下取り金額というものをおさえていると思うのですけれども正式な議会の中で程度などという言葉を使わないでいただきたいと思っております。それから、補助事業という中で道の監査等もあって厳しいということを言われておりましたけれども、当然私どもは国・道の補助をいただきながら色々な事業をやっていくわけです。その中でやはり少しでも地元業者が潤うような形でなければ私どもの町の経営が成り立っていかないのではないかと思います。もう少しその努力する考えはなかったのかどうかお聞きいたし

ます。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 下取り価格については30万円です。当然引く価格についても消費税がかかりますので総額では31万5千円となっております。確かにわれわれも一定程度町内の経済の活性化だとか事業効果というものをすべての事業を考えるとときに鑑みるのですけれどもやはり特殊機械という中でなかなか全体的な雪寒機械の補助事業自体がなっておりません。例えば一分の部品でも町内で何とかできるということでしたら一定程度の理解は得られるとは思いますが、どれをとってもなかなか全て普通の請負事業でいくと一括請負という意味も含まれてくるような状況です。そうした場合にやはり国の方としては今の流れとしてはこういう指名にならざるを得ないということで藤守議員さんのおっしゃるのはわれわれも意識した中でやっているのですけれどもなかなか今の実情ではないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 前回もそうでしたが財産取得にあたって下取りという方法を執っているところでありますが、これは財産の取得または処分に関する条例という中で下取りという方法が果たしてよいのかどうかということについて考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 全体の財産の下取り方法というのはなかなか私の一存では答えられない部分でありますけれども、この雪寒機械については雪寒機械としての今の交換車両も補助をいただいております。そして価格が残っているという中でこれは下取りとして出してひとつの下取りとしての収入の部分を差し引いて発注しないといずれにしても売った価格についても例えばこれを単体に売ったとしても価格については設定額から差し引くという方法しか財産の残額については当然補助事業の旧補助金も入っておりますので補助事業の流れとしては17年前に購入したときにも補助が入っていますのでやはりその辺はそういう事務推進の流れということで事務要領にもなっておりますのでその点はこの流れしか今のこの雪寒機械についてはないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私もちょっと勉強させていただかなければならないところですが、その辺について形式上の問題で例えばこういう議案を出す中で、記の部分に取得財産という形で取得金額、取得先が書いてありますが財産の処分に関してもここに別枠でしっかり

と下取りをしたなら下取りをした中で財産の処分額がいくらで処分をしたのか、そういう記載は必要ないのかどうか、その辺が疑問だったものですからお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） あくまでも新車で買ったこれは購入契約ではありません。契約書の内容としては交換契約ということになります。交換ですので全額こちらの方は記載しているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 今のお尋ねの財産の処分についての規定から見てこの議案と同一にこの中に記載すべきではないかという趣旨だと思いますけれども、処分は処分の基準がありますのでそれに基づいて議案を提出するということになりますのでこれと一体的にはならないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 財産の取得または処分に関する条例は目を通しておりませんのでわかりませんが、処分に関して実際に今使っている7トントラックは下取りという形で処分されたわけですね。それは現実に町の財産として今まではあったのですからそれについての処分の方法についてはある意味簡略的にここで書いているのかもしれませんが、それでも一定の手続きは必要なのではないかと思うのですが。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 財産の処分に関しましては美深町財務規則がございましてその中ではそれぞれ所管において管理をしている財産・物品に関してこういった手順でもって処分するのか手続き規定がございましてそれに基づいて処理されるかと考えております。ただ、大きな金額で議会の議決を得るものに関しては議会の議決に付すべき財産の処分という規定がございましてそれらに基づいて行なうということで金額に応じて取り扱いも異なるということになっております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私も車種のことは詳しくないのですけれども、日野自動車さんと契約を結ばれたわけですがこれは車のメーカーは日野さんもしくは三菱等で聞くところによりますと1社ではなかったかボディ等の部品だとかでできなくて各社で組み合わせて1台の製品にしているということを知った中で日野自動車という指名を発注側がしたのかどうかそれをまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 日野自動車のほかに何社が入札に加わってこれに決めたかということを知りたいということですか。

施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 日野自動車を含めて3社でございます。北海道いすゞ自動車、UDトラックスジャパン株式会社旭川支店、北海道日野自動車株式会社旭川支店の3社でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） これは性能的には同等に近いものなのではないでしょうか。それとも契約の内容にメンテナンスの部分ですとか補償内容等が含まれていたのかその点をお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 性能については当然雪寒機械としての仕様がもう既に国の方から詳細に謳われています。それ以上の仕様ということで各社へその仕様については公示している状況でございます。当然この自動車についてもそれをクリアしている状況です。

どういう部分の補償内容なのかというのは分からないのですけれども、メンテナンスだとかという話はあったのですが納車後のメンテナンスだとかリコール等にかかわる部分のものについては業者がやると思うのですけれども、ただ、こちらの要因として例えば傷をつけたとかそういう部分については当然所有者の責任ですので通常車を購入した時と同じだと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それは自家用車も同じだと思うのですが、私が聞いているのはこれだけの高額な機械ですから補償内容で例えば10年は特別な可否がない場合は補償しますとか、あるメーカーは15年だとかそういう契約の内容に補償等に入るのか入らないのかということを知っているのです。常識的な範囲のメーカーの補償で入札にはそういう条件は入らないというわけですか。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 例えば製造過程で通常絶対にこのようなところは壊れるはずがないという部分については今までもそうですし何年経とうとメーカー側が来てそれはメーカーが直していくという内容でございます。契約というよりは機械の製造として明らかにメーカー側が負担すべきものについては何年経ってもメーカーが負担することになるかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので質疑を終了します。

これから討論を行います但討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 財産の取得について採決いたします。

議案第25号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第25号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程を全部終了しましたのでこれにて会議を閉じます。

これで平成25年第3回美深町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、説明員の皆さんに申し上げますけれども6月1日からクールビズになるわけですがけれども本会議場もノーネクタイでよろしいということにしましたのでご承知をいただきたいと思ひます。なお強制ではございませんので締めたい方は締めてきていただいて結構です。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 小 口 英 治

署名議員 藤 守 千代子